

【ご案内】紀州材を活用した施設整備に対する助成について

■公共施設等木造木質化支援事業（県単補助）の概要

■事業目的

- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「県木材利用方針」の着実な実行
- ・公共建築物等における紀州材利用の喚起
- ・波及効果による紀州材利用の増加

■事業内容

① 施設の木造・木質化

【補助限度額 1事業当たり 15,000千円以内】

市町村や社会福祉法人等が建築物を新築、改築、もしくは増築する場合に、紀州材を積極的に使用して木造化または、内外装（板塀のみの整備を含む）を木質化する事業。

② 地盤改良（木造・木質化と併せて実施する場合に限る）

【補助限度額 1事業当たり 3,000千円以内】

③ 施設の木製品整備

【補助限度額 1事業当たり 10,000千円以内】

市町村や社会福祉法人等が、紀州材で製造された木製品を公共施設等へ導入する事業。

■補助対象経費・補助率

① 施設の木造・木質化

木造化（柱・梁等）、木質化（床、壁、板塀等）に係る木材費の 1/2 以内

② 地盤改良

木材費の 1/2 以内

③ 施設の木製品整備

紀州材の学習机や椅子、家具等の購入経費の 1/2 以内

<上限単価>

☆木 造 化 構造材	109千円／m ³
地盤改良用土中杭	33千円／m ³
☆木 質 化 内外装材（板塀含む）	8千円／m ²
☆木製品 整備 木製品	1,000千円／品
学習机&椅子	20千円／組

■事業主体

市町村、社会福祉法人、学校法人、医療法人、公共交通事業者、その他公共的な団体

■その他

- ・木材の利用を補助の条件とした補助金（森林環境譲与税を含む）等との重複受給はできません。
- ・受付期間内（予算の状況に応じて適宜実施）のみ、補助金の申請を受け付けます。
- ・公共交通機関については、旅客の乗降場所や待合室等に不特定多数の利用に供する箇所のみを補助対象とします（※事務所部分や商業テナントスペース等は補助対象外）

[和歌山県 林業振興課ホームページ「紀州材」に事業概要及び書式類を掲載しています。]



※当事業の内容は令和2年度のものであり、次年度以降は変更される場合があります。

木造公共施設整備に関しては、上記事業の他に国庫補助事業（林野庁所管等）もあります。

よくある質問

Q.国や市町村の補助金もセットで活用できますか？

国や市町村等の補助金の差額に県の補助金を活用いただくことは可能です。
ただし、あくまで自己負担額の1／2を補助するものであり、
自己負担額がゼロになることはありません。

木製品購入経費イメージ⇒



Q.既存施設周辺に板塀を設置するだけでも対象となりますか？

対象となります。木材費の1／2以内の補助となります。

Q.紀州材のおもちゃの購入費も対象となりますか？

対象となります。購入経費の1／2以内の補助となります。

Q.不燃木材を用いた場合も対象となりますか？

対象となります。
防火等の各種法令上必要な処理を要する場合については、
通常の木材費の1／2以内の補助に加え、
不燃処理に必要な経費についても1／2の範囲内で補助します。
(※必ず事前にご相談ください)
なお、耐候性処理(例：防腐加工)など、各種法令上必要とされない処理費については、
上乗せ補助はありません。

Q.既に整備を終えた（購入した）ものも対象となりますか？

対象となりません。必ず、事業実施前にご相談ください。
また、応募期間内の申請が必要となりますのでご注意ください。

(参考)なぜ、木造・木質化が重要なのか



- ▷ 光の反射率がちょうどよい（目に優しい）
- ▷ ほどよい硬さを持つ（ケガをしにくい）
- ▷ 調湿性能を持つ
- ▷ 心と体をリラックスさせる

- ▷ 他の構造材に比べ重量が軽い割に強度が高いため基礎工事が安くなる
- ▷ 工期の短縮につながる
- ▷ 加熱による強度の低下速度が鉄やアルミに比べて緩やか

- ▷ 木が炭素を固定するため、地球温暖化防止に寄与
- ▷ 木は再生可能資源であるため、持続可能な社会の構築に大きく貢献できる
- ▷ 建築に必要なエネルギー量が少ない